

○厚生労働省告示第四百一号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月二十五日
別表に次のように加える。

厚生労働大臣 小宮山洋子

130 中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム
○厚生労働省告示第四百二号
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月二十五日
本文に次のように加える。

厚生労働大臣 小宮山洋子

794 中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム

795 神経内視鏡用バルーンカテテル

796 患者適合型単回使用関節手術用器械

○厚生労働省告示第四百三号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号八の規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号八の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第百三十号）の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月二十五日
本文中「1086 から1088 まで」を「1086 から1090 まで」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第百二十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生労働省告示第百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。
平成二十四年六月二十五日
第1のBの次に次の一目を加える。

厚生労働大臣 小宮山洋子

9 牛の肝臓は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供せられなければならない。

牛の肝臓は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供せられなければならない。心臓まで十分な加熱を要する等の必要な措置を一般消費者に提供しなければならない。

販売者は、直接一般消費者に販売することを目的に、牛の肝臓を使用して、食肉を焼く、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程中において、牛の肝臓の中心部の温度を63℃で30分以上加熱するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で牛の肝臓を加熱処理しなければならない。ただし、当該一般消費者が飲食に供する際に加熱することを前提として当該食品を販売する場合については、この限りでない。その際、その販売者は、一般消費者が飲食に供する際に当該食品の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な措置を一般消費者に提供しなければならない。

○中央労働委員会告示第一号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月二十五日
中央労働委員会会長 菅野 和夫

第一号の表の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項の農林水産消費安全技術センターの項中「 労務管理官」を削り、「課長補佐（人事、労務、経理又は企画担当の者に限る。）」の次に「 労務管理官」を加え、「職員課」を削り、同表の独立行政法人製品評価技術基盤機構の項の製品評価技術基盤機構の項中「特許微生物寄託センター長」を「センター長」に改める。

○経済産業省告示第百四十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の住所の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十四年六月二十五日
学校 名称 新 住 所 旧 住 所 変更年月日
学校法人近畿大学近畿大 三重県名張市春日丘七番 三重県熊野市有馬町 平成二十三年四月一日
学工業高等専門学校 町一番地 二八〇〇

平成二十四年六月二十五日

○国土交通省告示第七百四十一号
水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月二十五日
国土交通大臣 羽田雄一郎

信濃川の項中 派川 左岸 幹川分派点から海まで
水路 右岸 幹川分派点から海まで
を 派川 左岸 幹川分派点から海まで
水路 右岸 幹川分派点から海まで
を 派川 左岸 幹川分派点から海まで
水路 右岸 幹川分派点から海まで

で
に改める。

○国土交通省告示第七百四十二号

高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第五条第二項第五号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、大坂市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示を次のように定める。
平成二十四年六月二十五日
国土交通大臣 羽田雄一郎

阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示

高速道路株式会社法第五条第二項第五号の国土交通大臣が指定する高速道路は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）以下「施行法」といふ。（第十三条第六項の規定により国土交通大臣の指定があつたものとみなされた施行法第三十七条第三号の規定による廃止前の阪神高速道路公団法（昭和三十一年法律第四十三号）第三十条第一項の基本計画に定められている高速道路のほか、神戸市道生田川箕谷線とする。

○海上保安庁告示第百五十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十四年六月二十五日
海上保安庁長官 鈴木 久泰

十三港南突堤灯台

青森県五所川原市（十三港南突堤外端）
四一〇二一〇五
四一〇二一九一七

変更した事項
実効光度七カランダ
五・〇海里

光達距離
地上から構造物の頂部まで六・四メートル平均水面上から灯火まで九・八メートル

変更年月日
平成二十四年五月二十三日

小泊港北防波堤灯台

青森県小泊港（北防波堤外端）
四一〇八一一一
一四〇一一七四七

所在地
緯度
経度